

静理会第 26016 号
平成 26 年 4 月 25 日

会員各位

一般社団法人 静岡県理学療法士会
会 長 和泉 謙二
倫理委員長 紅野 利幸



倫理規程の遵守について

時下 会員各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、
当会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、既にご存じの方は多いと思われませんが、本年 4 月 20 日、浜松市において警察車両
に衝突し、運転していた警察官にけがをさせながら逃走していた理学療法士が、22 日に自
動車運転過失傷害ならびに道交法違反で逮捕されるという報道がありました。当事者は、
当会会員であり、事故を起こすのみではなく、逃走を図ったこと自体、社会人として未熟
ゆえと許される行為ではありません。

公益社団法人 日本理学療法士協会の職業倫理ガイドラインでは、9 項<守るべきモラル
とマナー>として、1) 公序良俗に従い、社会人としてのマナーを守り、医療者としてのモ
ラルを遵守することで、自己の品性を高めるように努める、2) 理学療法士としての信頼を
毀損するような行いは慎む、および 8) 行政処分の対象となるような行為は、あってはなら
ない、と規定しております。

近年は、高齢社会の背景も手伝い、理学療法士に対する社会の期待と要望が大きく膨ら
んでいます。これに対応するかのように、多くの理学療法士の新人が生まれていることは
悦ばしく感じますが、職業倫理に対する社会的要求が高まる趨勢の中で、理学療法士とし
ての品性がますます問われる時代となっていることは疑いありません。一般社団法人 静岡
県理学療法士会会員にあっては、その業務や日常において、知識や技術の向上だけでなく
倫理観（モラル）の常なる向上を心がけ、会員各位が相応しい品位を身につけ、且つ保つ
ように努めていただけますようお願い申し上げます。